

経済建設委員会会議録

平成29年9月20日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：16

【 案 件 】

1. 認定第13号 平成28年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第14号 平成28年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
3. 認定第15号 平成28年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 認定第16号 平成28年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
5. 議案第64号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（1工区）工事）
6. 議案第65号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（2工区）工事）
7. 議案第67号 市道路線の廃止
8. 議案第68号 市道路線の認定

【 報告事項 】

1. 飯まちプレミアム商品券の完売について (商工観光課)
2. 目尾地内の車両損傷事故について (土木管理課)
3. 工事請負契約について (企業管理課)
4. 飯塚市浄水場運転管理及び料金収納等業務委託契約の締結について (企業管理課)

○委員長

ただ今から経済建設委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法について、おはかりいたします。当委員会に付託を受けております認定議案4件の審査につきましては一括議題とし、まず、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論、採決は保留し、最後に認定議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。なお、追加資料要求の通告はありませんでしたので、お知らせいたします。

それでは、「認定第13号 平成28年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から、「認定第16号 平成28年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○企業管理課長

「認定第13号 平成28年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 平成28年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までを、一括して補足説明いたします。

まず、第13号、水道事業会計の決算について、ご説明を申し上げます。決算書の1ページをお願いいたします。まず、収益的収入、支出の決算について、表の2段目になりますが、収入の決算額が22億8918万1067円となりまして、予算に対しまして2694万9933円の減となっております。また、支出の決算額は表の4段目になりますが、21億566万5555円となりまして、1億3484万9445円が不用額となっております。不用額の主なものは、受託工事費及び電気料の減、委託料の執行残によるものでございます。次に、2ページ目をお願いいたします。資本的収入、支出の決算につきましては表の2段目で、収入の決算額が5億815万3831円となりまして、予算に対しまして1億710万8169円の減となっております。減収の主なものは、改良事業費の29年度への繰り越しや工事費の執行残により、その財源となっている企業債、出資金が減となったものでございます。また、支出の決算額は表の4段目になりますが、12億9434万1146円となり、翌年度に繰り越す6603万円を差し引いた不用額は、1億3774万4854円となります。不用額の主なものは、各事業での工事請負費の執行残によるものでございます。3ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、下から3段目に記載しておりますように、28年度は1億3923万9665円の純利益となっております。

続きまして、認定第14号、産炭地域小水系用水道事業会計の決算について、ご説明いたします。決算書の25ページをお願いいたします。収益的収入、支出の決算については表の2段目でございますが、収入の決算額が4805万2455円となり、予算に対しまして42万455円の増となっております。また、支出の決算額は表の4段目でございますが、4345万6977円となり、308万4023円が不用額となっております。次に、26ページをお願いいたします。資本的収入、支出の決算については表の2段目、収入の決算額が1308万5千円となり、予算に対しまして275万4千円の減となっております。また、支出の決算額は4段目でございますが、2504万340円となり、554万3660円が不用額となっております。不用額の主なものは、委託料及び工事請負費の執行残によるものでございます。27ページの損益計算書につきましては下から3段目に記載しておりますように、28年度は370万9897円の純利益となっております。

続きまして、認定第15号、下水道事業会計の決算について、ご説明いたします。決算書の39ページをお願いいたします。収益的収入、支出の決算については表の2段目でございますが、収入の決算額が21億3170万6142円となりまして、予算に対し3988万7858円の減となっております。減収の主なものは、下水道使用料、受託工事収益の減によるものでございます。また、支出の決算額は表の4段目でございますが、18億6736万733円となり、8208万267円が不用額となっております。不用額の主なものは、修繕費、委託料及び工事請負費の執行残でございます。次に、40ページをお願いいたします。資本的収入、支出の決算については表の2段目でございますが、収入の決算額が10億826万681円となり、予算に対し4565万3319円の減となっております。減収の主なものは、企業債の減、工事負担金の減によるものでございます。また、支出の決算額は表の4段目でございますが、17億4447万5537円となり、1億1191万6463円が不用額となっております。不用額の主なものは、委託料、工事請負費の執行残でございます。41ページの損益計算書をお願いいたします。下から3段目に記載しておりますように、28年度は2億2149万8867円の純利益となっております。

最後に、認定第16号、市立病院事業会計の決算について、ご説明いたします。決算書は63ページをお願いいたします。収益的収入、支出の決算については、これも表の2段目でご

ございますが、収入の決算額が4億4418万1552円となり、予算に対し6603万9448円の減となっております。減収の主なものは、病院事業債に係る指定管理者負担金、長期前受金戻入額の減によるものでございます。また、支出の決算額は表の4段目でございますが、5億9559万3146円となり、1304万1146円の増となっております。増額の主なものは、建物及び付帯設備に係る減価償却費の増でございます。次に、64ページをお願いいたします。資本的収入、支出の決算については表の2段目、収入の決算額が5億8354万2356円となり、予算に対しまして2189万824円の減となっております。減収の主なものは、病院事業債及び合併特例債の減によるものでございます。また、支出の決算額は、表の4段目で5億8354万2356円となり、2189万824円が不用額となっております。不用額は、主に工事請負費の執行残によるものでございます。65ページをお願いいたします。損益計算書につきましては、下から3段目に記載しておりますように、28年度は1億5141万1594円の純損失となっております。

以上が各会計の決算の概要でございますが、それぞれについて決算附属書を作成し、28年度中の各事業の概況について記載しております。また、決算書とは別に、決算収支の総括表などの資料を提出しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で認定議案4件の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりました。初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

認定議案の説明が終わりました。そして、意見書を合わせて読みますと、水道会計決算の概要、むすびのところ、企業の8ページですね。ここに、今回、先ほど説明がありましたけれど、1億3923万9655円の当年度の純利益が生じておることが記載されております。しかし、本会議場で議案に対する質疑が出ておりましたが、収益がこれだけ出ておるじゃないかということが指摘されておりました。その中で、このむすびの中に、飯塚市水道ビジョンに基づき取り組まれております第8期拡張事業や老朽管の布設替工事など、今後の長寿命化や耐震対策については、財政負担が見込まれる、というふうに指摘されておるわけです。この際、この委員会、きょうではなくても結構ですけど、改めて飯塚市の水道ビジョンに基づき行われている拡張工事とか、今後の長寿命化や耐震対策に対する取り組みの内容についての資料を提出していただきたいと思っておりますが、それはできますでしょうか。

○企業管理課長

次回、経済建設委員会のほうに提出をさせていただきたいと思えます。

○道祖委員

御承知のように、この委員会はことしの5月に新しいメンバーで発足しておりますので、今行政が取り組んでいる内容について、今後どういうふうに取り組んでいくのかということ、それによってご説明願いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○委員長

全般でいいんですね。認定議案全てにおいて説明があっているから、一括審査でいいんでしょう。この意見書も合わせて。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 15

再開 10 : 15

委員会を再開いたします。

○道祖委員

意見書の企業会計の16ページに収益について出ておりますけれど、この収入未済額について、現年度分は2953万4833円で、前年度に比べて312万4124円減少しておりますと。過年度分についても減少しておると示されております。ただ、ここに本年度は351件、464万2346円を不能欠損処分としておりますというふうになっております。下水道使用料の収納状況表を見ますと、これが26年度は106万6805円で、27年度は92万8913円というふうになっていて、役所の職員の努力が見えておったんですけど、今度は28年になってほんと4倍にふえているんですね。金額的には464万円ですけど、過年度に比べると金額はふえております。努力されておるのに、なぜこんなふうに急にふえたのかなというのがちょっと疑問に思いましたので、ご説明願えればと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:17

再開10:18

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

次に、議題中、「認定第13号 平成28年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

同じことですからね。本会議場で、利益が出てということで指摘されて、その際に、答弁を聞いていたら、今後の設備投資についての具体的な説明が、短時間の中ですから、出ていなかったと思うんですね。なおかつ委員会に対して、その取り組みについて、新しい委員のメンバーになっても説明されていないというふうに理解しておりますので、先ほど言いましたように、それについての資料を、今示せということは言いませんけれども、次回の委員会で資料を要求して、そしてそれについてのきちっとした今後の水道事業のあり方について、説明をお願いしたいということですけど、お願いできますでしょうか。

○企業管理課長

今回の経済建設委員会におきまして、報告事項としましてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第14号 平成28年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第15号 平成28年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

先ほどもちょっと言いましたけれど、不納欠損額がふえておることですよね。この説明がつくのかどうか。件数は書いておりますけれど、なぜこんなにふえたのか。

○企業管理課長

お尋ねの28年度の不納欠損額が464万2346円となっておりますので、その前年度より

もふえている状況でございますが、これは1件、大型の倒産がございまして、その滞納額が、滞納額といいますか不能欠損額が354万円ほどございました。通常でございます、それ以外の不納欠損額につきましては110万円ほどになりますので、その辺りについては、27年、26年辺りとあまり大きく変化はございませんが、その1件の大型の倒産が影響いたしまして、28年度については不納欠損額がふえているという形でございます。

○道祖委員

不能欠損額というのは、5年間徴収ができなかったら、不能欠損、収入未済額は不能欠損になって落ちていくというふうに理解しておりますけれど。その5年間、追いかけることはできなかったんですか。

○企業管理課長

企業が倒産いたしますと、清算をされますので、清算が終わりました時点で全て債権は帳消しということになってしまいますので、その時点で不納欠損処分をしております。

○道祖委員

大型倒産があったら、こういうふうに不納欠損額が大きくなるということですから。企業の動きというのはなかなか難しいかわかりませんが、その辺までに、単年度で金額が積み上がっていたのか。単年度なのか、何年かによって積み重なって三百何十万円という数字になっておったのか。その辺はいろいろあるかと思えますけれど。単年度であれば、5年間で落としてもいたし方ないけれど、収入未済額を追いかけていくということは、やはり、長期で三百何十万円になったというならば、そういうことがあり得るならば、やはり収入未済額をきちっと徴収していくという努力を、今後やっぱりやっつけていかないと、せっかくの努力が一発で何なんだというような話になってきますからね。細かい話は聞きませんが、絶えずその企業の動向についても、徴収をしている以上は、動きは見えるはずだから、滞ったらなぜかということまでちゃんと、要は単純な話、取りはぐれのないようにということを努力してくださいということです。

意見書の中で、むすびで企業の21ページに書いておりますけれど、公共下水についても、議案質疑の中で、儲かっているから、受益者に負担軽減を図ったほうがいいというような意見が出ておったと思うんですね。その際に詳しい説明がなかったんですけれど、当然、こういうやつは老朽化していきますから、やはり、その老朽対策とかをやっつけていかなくてはいけない。だから、そのためには利益を積み上げておかななくてはいけないと、私は思っておるんです。だから、そういう意味でこの下水道事業についても、ここに書いておりますように、飯塚市汚水処理構想や飯塚市下水道長寿命化計画に基づき、というふうに指摘されております、監査委員から。だけど、そういう計画について、先ほども言いましたけれど、当委員会の委員は5月に再構成されていますので。その際に詳しい説明がなされておられませんので、そういう資料があって、それに従って対応している。収益を将来投資に向けて確保しているんだということであるならば、将来の公共下水のあり方について、今後どのように取り組まれるか。資料要求をしたいと思えますし、また、その資料が提出されるならば、出されたときに詳しく今後の取り組みについて説明をお願いしたいんですけれど、できますか。

○企業管理課長

先ほどの水道事業会計同様、下水道事業につきましても、今後の事業の展開等について、ご説明できる資料を用意いたしまして、報告事項としてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 平成28年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。これより、討論、採決を行います。

議題中、「認定第13号 平成28年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第13号 平成28年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成28年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第14号 平成28年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成28年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第15号 平成28年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成28年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第16号 平成28年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 30

再開 10 : 31

委員会を再開いたします。

次に、「議案第64号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（1工区）工事）」、及び「議案第65号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（2工区）工事）」、以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木建設課長

「議案第64号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（1工区）工事）」、及び「議案第65号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（2工区）工事）」につきましては、関連案件でございますので、一括して補足説明をさせていただきます。議案書41ページ及び42ページをお願いいたします。本件は、旧稲築町の懸案事項でございました鴨生地区の浸水被害軽減のための事業であり、平成25年3月11日に嘉麻市と事業協定を締結し、赤坂地区に調整池を新設する事業でございます。平成26年8月8日にサンコーテック株式会社、平成26年8月11日に有限会社荻原建設とそれぞれ契約いたしました、赤坂地区調整池新設1工区工事及び2工区工事において、工事に着手しましたところ、地中に大量の産業廃棄物が埋まっていることが判明し、その処分に多額の費用を要することとなったため、工事の継続が困難と判断し、建設工事請負契約書、第45条第1項、発注者は工事が完成するまでの間は、前3条の規定によるほか、必要があるときにはこの契約を解除することができるという条項を適用し、市の都合により工事途中において請負工事契約を、平成28年3月31日に解除したものでございます。その後、工事契約解除に伴う損害賠償の額について受注者と協議を行いまして、合意に至りましたことから、本会議にて議決をお願いするものでございます。なお、損害賠償を行う根拠といたしましては、建設工事請負契約書第45条第2項、発注者は契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならないとの規定に基づき、受注者でございます、サンコーテック株式会社に対し1417万6千円を、有限会社荻原建設に対し950万2千円を損害賠償金として支払うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

この議案につきましては、関連がございますので一括して2、3点お尋ねをいたしたいと思っております。御承知のとおりこの事業は、浸水対策事業として平成19年、10年前ですね。嘉麻市のほうから要望書が上がったということで取り組まれて、工事契約までこぎつけられたということでございます。今、説明がございましたように、いろいろと産廃等、さまざまな要因がありまして、なかなかこれは事業として、多額の費用がかかるということですね。先ほどの契約規定によりまして解除をし、そして、損害賠償額を支払うというふうなことの案件でございます。今回の工事の契約の解除に伴う損害賠償の額ですね。こうして上がっておりますけれども、この決定された根拠、妥当であるかどうかという判断をされた、そのところをちょっと詳しく答弁願いたいと思います。

○土木建設課長

工事請負契約の解除に伴います損害賠償につきましては、発注者の一方的な解除でございますので、工事完成により得られたであろう利益が損害に該当することとなります。賠償額につきましては、受注者から提出された実行予算を精査、確認した額と、別途、市が算定した額との比較を行い、低額となった市算定案を協議案といたしております。その妥当性につきましては、建設企業に関する経営審査の登録分析機関でございます、一般社団法人建設業情報管理センターから発刊されております、建設業の経営分析、平成27年度での調査結果から、土木業種の売上高総利益率21.64%が目安となると考えております。今回和解いたしました賠償額を、請負額に対する利益率に置き換えますと、1工区では17.13%、2工区では16.37%となり、調査結果から出ております21.64%と比べまして、5%程度低くなっておりますことから妥当というふうに判断をいたしているところでございます。

○松延委員

大体的内容につきましてはわかりました。当然、これは先ほどの規定によりまして、和解を

解除することができると同時に、損害賠償を協議するという事で今の答弁と思います。その前に、当然されたとは思いますが、嘉麻市とのその協議について、うちの状況は、こういう状況であるというふうなものを説明されたとは思いますが、当然、目的を達しておりませんので、そここのところの嘉麻市からの回答等について、よろしければお願いしたいと思います。

○土木建設課長

赤坂地区調整池新設工事の契約解除が平成28年3月31日でございますので、その事前でございます平成28年2月5日に協議を行っております。嘉麻市からの回答といたしましては、これまでの経緯及び中断に対する理解をいただいた上で、今後、互いに候補地の現地確認をするとともに、事業再開に向けて協力していくことを確認させていただいております。

○松延委員

大体わかりました。ただ、この近辺、近ごろ異常気象で、高確率が例えば、昔は50年くらいでいっていたけれども、80年、100年確率で設計をしておかないと、もう間に合わないというふうな状況になっています。これは異常気象、皆さま方は御承知のとおりと思っております。それで、先ほど申しましたように、嘉麻市にとっては、鴨生地区の浸水につきましては、一応、飯塚市にお願いしたら向こうにとっては返ってきたと理解して、工事をしていただけるというふうな思いがあると思うんですね。ただ、あそこの地形につきましては、ここの場で申し上げます、どうしても鴨生地区は、あそこはちょっと低位置で、そしてすり鉢状になって、山田川への排水がなかなか難しいんですよ。御承知のとおり、皆さん、技術者もいらっしゃいますけれども、雨が降ったときの到達する時間とそれまでの排水が間に合わなくて水位は上がっていく状況なんです。それと、ここまで来ていますので、飯塚市はこれ以上もう協議しませんということにはならないと思うんです。だから、今後、昔の三井、山野の炭鉱の跡地でございますので、あそこらへんからの流入も非常に私は多いと思っております。どうか今後、嘉麻市との協議の中で、こういう言い方は失礼かもしれませんが、おくれをとることなく、できるだけ、うちの財政状況もよろしいほうではありませんので、向こうもそれなりの状況でありますので。今後、慎重に、十分に協議をしていただいて、何らかの解決策を見出していきたいと思っておりますので、今後どういうふうに思っているか、お願いいたします。

○都市建設部長

質問委員言われますとおり、地形的には厳しいものがあるということは、私どもは認識いたしております。今後、嘉麻市とは契約解除以降も協議を重ねております。赤坂地区調整池の整備につきましては、浸水被害軽減のためにも、今後も必要な事業であるということを通じた認識といたしております。また、事業予定地につきましては、このまま放置することはできないと考えております。今後、何ができるのか、嘉麻市と連携、協力をしながら、事業の再開に向けて計画内容の見直しや事業費を抑えた計画について模索、検討してまいりたいと考えております。

○松延委員

今、部長が言われましたように、事業計画の見直し、そしてできるだけお金のかからない方法、解決策を見出していきたいと思っております。職員の方は大変でしょうけれども、嘉麻市と十分に協議をしていただきまして、嘉麻市のほうに原因もあるんですよと、一言言っていただけるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

今の松延委員の質問で、この工事そのものについては、事業は再開するというふうな考えでよろしいんですか。縮小するとか、現状の内容ではないけれど、事業としては今後も取り組む

ということによろしいのでしょうか。まずその1点確認と、ここに2つの損害賠償の額が決まっておりますけれど、計画に対してどれぐらいの進捗率でこの金額になったのか。お尋ねいたします。

○都市建設部長

まず1点目でございます、事業の進捗に関しましては、今休止ということで私どもは考えております。いずれかの時点で、何らかの形の被害軽減の事業再開を考えております。進捗につきましては、担当課長のほうからお答えいたします。

○土木建設課長

事業の進捗状況でございますけれども、発注いたしまして、工事に着工しております。出来高といたしましては、約1割程度が既に進捗している状態で、工事を中断している状況でございます。どちらとも同じような形の進捗状況でございました。

○道祖委員

事業再開と言っておりますけれど、産廃が埋まっているから、それを除去しない限りはそれはできないということですよ。それに対する対応策をこれまでも考えておるけれど、今後も十分に詰めていくということによろしいのでしょうか。

○都市建設部長

そういうふうに考えてはおります。

○道祖委員

事業を再開する、そのおつもりでおるということですが。であるなら、産廃を除くという、工事にかかる前、確かボーリングをしてからかかったけれど、産廃そのものは出てこなかったということではなかったかと思うんですよ。どっちにしろ、産廃がどういうふうに分布しているのか、サンプルをとらなくてはいけないと思うので。まずそういうことについてちょっと検討して、どこまで除去すればいいのか。それをしない限り、その産廃の処理の金額も決まってくれないと思うんですよ。産廃の種類の問題もありますからね。だから、そういう対応をすべきだと思いますので、ひとつ考えて取り組んでいただきたいということを要望いたしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。これより、討論、採決を行います。

議題中、「議案第64号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（1工区）工事）」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第64号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（1工区）工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（2工区）工事）」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第65号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（2工区）工事）」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 市道路線の廃止」、及び「議案第68号 市道路線の認定」、以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第67号 市道路線の廃止」について、補足説明をさせていただきます。議案書46ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回廃止する路線は1路線、延長135.6メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、市道路線見直しに伴う路線廃止を行うものでございます。路線箇所は47ページに記載しております。また、本路線につきましては、「議案第68号 市道路線の認定」、一連番号2番において、延長した路線の認定議案を上程しております。

続きまして、「議案第68号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書48ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は3路線、延長417.2メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、開発による寄附採納に伴う路線認定を行うものでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号2番、3番の路線は、路線見直しに伴う路線認定を行うものでございます。一連番号2番の路線は、先ほど説明いたしました、「議案第67号 市道路線の廃止」、一連番号1番において、廃止上程しました路線については、合併前の旧町時の行政界において認定道路が繋がっていないことが判明いたしましたので、路線見直しにより延長された区間を含め路線認定を行うものでございます。また、一連番号2番の路線は、旧道を路線改良しましたときに廃止をしておりましたが、旧道部分には家屋が隣接していることから認定を行うものでございます。路線箇所は48ページから51ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

議案第67号、有井1号線、説明がありましたけれど、行政界の関係で認定がされていなかったと。認定漏れがあったので、今回見直しをして、議案第68号の2番、有井7号線、これを認定しましたということでしたけれど。これはもともと庄内町の道路じゃないんですか。庄内町で認定漏れがあったということですか。認定漏れがあったということですね。それで見直したら、新しく道路をつくったわけじゃないけれど、認定し直したということですね。それと、であるならば、同一の道路ですよ。同一の道路そのものは、改良とか何かとかはしていないでしょう。そしたらなぜ幅員5.3メートルが、幅員4.6メートルになるんですか。延長はわかる、延長は。認定漏れした距離があったから。幅が狭くなったというのは、どういう意味かな。側溝か何か埋めたの。

○土木管理課長

最初の部分の5.3メートルというのは、途中まで5.3メートルで認定されておまして、それから先、今回追加と言いますか、延長させてもらっている部分でございますが、その部分については4メートル以上で、4.6メートルあるということで、認定路線の中に乗せられるということで、それで延長をしているところでございます——。失礼しました。延長している部分だけ答えておりました。全体的に見まして、4.6メートルというのは今度伸ばす部分も、延長する部分も狭い部分がございますので、平均して4.6メートルということで計上しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 53

再開 11 : 53

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

実は、幅員を決定する際に、道路の面積を延長で割りまして、ここに表示させていただいております。今回、延長が長くなりました関係で、面積を延長で割った結果として、ここで表示しております平均幅員がどうしても狭くなりましたもので。この資料だけでいきますと、少し幅員が少なくなったようにはなっておりますが、現地はでこぼこがございます。

○道祖委員

この5.3メートルから4.6メートルになりましたと。これが今の説明でいくと、面積を距離を割ったみたいな話で平均を出したとかいうことを言っていますけれど、それでいいのかなと思うんですけれども。というのは、幅員が一番狭いところであるなら、それはそちら側のほうがいいのではないかなと思うんですよ。なぜかと言うと、御承知のように明星寺の問題がありましたでしょう。あのときに、道路台帳の中では幅員はあるというふうになっていたんですよ。だけど、実測したらなかったと。それでいろいろなものが生じてきたんですよ。大型車両が通れないとか、そういうことが生じたわけでしょう。だから、台帳を信じて仕事をしたときに、台帳のほうにこれが4.6メートルというふうに記載されているのが平均であるならば、まだこれよりも狭いところがあると。そのときに、何らかの事件が生じたときに、支障が発生する可能性があるから、そういうことが問題にならないのか。だから、もし今の説明でいくと、平均でと言ったらこれは4.6メートルよりも狭いところがあると。そしたら、それが今度は、何らかの問題を生じるのではないかなという疑念がありますけれど。その辺はどうなんでしょうかね。

○都市建設部長

委員申されましたとおり、明星寺に関することは非常に痛い思いをしておりますので、台帳上はきちんとした整備、図面を精査いたしまして、幅員表示ができるように確認はいたしております。ただ、今回はすみません、この分で表示しました資料に関して言いますと、平均的な部分だけを表示いたしているもので、幅員表示が今回の資料のような記述になっております。繰り返しますが、台帳上はきちんとした形で変化点はある、幅員表示をいたしております。

○道祖委員

それなら安心しましたけれどね。ちょっと比べれば、その説明がつかない部分があるから。であるならば、きちんとそういうことを説明していただきたいと思います。よろしく、今後は。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。これより、討論、採決を行います。

議題中、「議案第67号 市道路線の廃止」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第67号 市道路線の廃止」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 市道路線の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第68号 市道路線の認定」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯まちプレミアム商品券の完売について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「飯まちプレミアム商品券の完売について」、ご報告いたします。飯塚商工会議所が飯塚市商工会と連携して予約を受け付けしておりましたプレミアム商品券につきましては、4251人の応募があり、抽選の結果、2736人の方が当選されました。当選者を対象とした一次販売を9月1日から9月8日まで行いましたところ、1万8913冊が引きかえ販売されました。未引きかえが1087冊発生したため、2次販売を9月10日に実施いたしまして、合わせて2万冊を完売いたしました。プレミアム商品券の有効期限が平成30年1月31日まででありますので、期間内の使用につきまして、ホームページ等で周知を図ってまいりたいと思います。

以上簡単ですが、「飯まちプレミアム商品券の完売について」、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

商品券の申込者数が、有効分が4251人いて、商品券の当選者数が2736人。これ、当選者にあわせて引きかえを行ったけれど残りましたということでしょう。なぜ有効分が4251人で、当選者が2736人というのは、資格か何か、申し込み資格というか、電話番号が載っていないとか何とか、単純な話、有効分だったらこの当選者数がもう少しふえてもよかつたのかなと思うんですけど。その辺はどうなんですかね。

○商工観光課長

今委員言われますように、有効者というのは4251人で、本来の申し込みは4362人おられました。一応、住所漏れとか18歳未満だということの中での無効分が出てきたというところがございます。その結果、4251人を対象に抽選した結果、2736人の方が当選されたということがございます。

○道祖委員

それで2736人に絞ったというのはわかるんですよ。残りの1500人くらいか。1500人を対象に第2次募集をするわけでしょう、これ。第2次発売をするわけでしょう。1500人は一応、希望していた人たちがいるわけでしょう。ではその人たちに優先的にどうぞというふうにすれば、はけるのではないですか。二度手間をしているみたいな気がするけれど、その辺はどうなっているのかなと思ったわけです。単純な話、有効分が4251人あって、1500人、漏れている分がある。当選を決めたのは行政でしょうからね。何らかの形でしたら。システムはよくわかっていないけれど、私は、1500人の人というのが、予備軍がおるなら、その人たちに改めてどうですかというふうに出してしまえば、希望はもともとしているんだから、そっち側のほうが話は早いのではないですか。

○商工観光課長

商品券が当選した方、また、落選された方につきましては、往復はがきで返信しておりますので、手元のほうに情報は残っていないという状況でございましたので、2次販売で一般公募をしたという形です。

○道祖委員

ご苦勞でございますけれどね、今後のことを考えるとあり方はちょっと見直したほうがいいかな、そっち側のほうが効率的かなと思いますので。せっかくやるなら、効率のいいやり方をやっていただきたいなと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「目尾地内の車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における事故について、ご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は平成29年7月18日午後10時ごろ、飯塚市目尾地内、市道目尾・久保白線横のコンビニ店駐車場から歩道切り下げ部分でいったん停止し、柳橋方向に左折しようとしたところで、進行方向右側の側溝蓋が割れていたため、車両右側前輪タイヤをパンクさせ、損傷させたものでございます。この事故によります過失割合については、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議を行うものです。また、道路の点検、補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

企業局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料により報告をいたします。A4横書き「工事請負契約報告書（企業局企業管理課）」と記載しております資料のほうをお願いいたします。4件の報告をさせていただきます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、1件目につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事のⅠ等級またはⅡ等級に格付けされている要件等を、4件目につきましては、同じく機械器具設置工事の同種の実績があることを要件等としております。2件目、3件目につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、電気工事の市内業者を指名することを決定し、入札の執行を行っております。

資料の1ページをお願いいたします。伊岐須污水管渠布設（8工区）工事につきましては、土木一式工事Ⅰ等級またはⅡ等級の工事で、8月28日に入札を行い、落札額6085万2924円、落札率85.1%で、有限会社唯建設が落札いたしました。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式によって落札者を決定しております。

次に、資料2ページをお願いいたします。片島ポンプ場電気設備改築工事につきましては、同種工事の実績のある市内電気Aランクにより、8月21日に入札を行い、落札額9342万円、落札率93.83%で、アイテックシステム株式会社が落札をいたしております。

次に、資料3ページをお願いいたします。マンホールポンプ場遠方監視設備工事につきましては、同種の工事の実績がある市内電気Aランクのうち、入札参加可能業者が1者のみであつ

たことから、飯塚市建設工事請負指名運用基準により、第2希望を指名いたすところでしたが、第2希望業者がないため、準市内業者を指名し、8月21日に入札を行い、落札額6037万2千円、落札率94.95%で、株式会社嘉穂製作所が落札をいたしております。

最後に、資料4ページをお願いいたします。片島ポンプ場機械設備改築工事につきましては、機械器具設置工事で、同種工事の実績があり、総合評点千点以上による条件付き一般競争入札による入札を8月28日に行い、落札額3億640万4640円、落札率89.98%で、株式会社日立プラントサービスが落札をいたしております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります2者以上、5者全者でございますが、同額の応札がございましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者の決定をいたしております。

以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市浄水場運転管理及び料金収納等業務委託契約の締結について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市浄水場運転管理及び料金収納等業務委託契約の締結について」、ご報告をいたします。お手元に配付しております資料「委託契約報告書（企業局企業管理課）」をお願いいたします。報告いたします浄水場運転管理及び料金収納等の業務は、原契約の履行期間が平成29年度末をもって満了となることから、平成30年度から平成34年度までの5年間の受託業者について、公募型プロポーザル方式による業者選考を実施し、契約締結を行ったものでございます。まず、「2. 業務内容」でございますが、(1) 浄水場運転管理業務、(2) 料金収納業務、(3) 料金システム構築等でございますが、「3. 履行期間」は9月15日から平成35年3月31日までの5年と7カ月。ただし、平成30年3月31日までは現受託者との業務引き継ぎを行う準備期間というふうにしております。「4. 受託者」でございますが、2者JVで申し込まれました、ケー・イー・エス 第一環境 共同企業体に決定をいたしております。今月14日に契約締結をいたしまして、契約額は税込みで19億620万円でございます。

次に、契約までの経過についてご説明する前に、きのうの議案質疑の中でございました第一環境株式会社に係る指名停止処分について、ご説明をさせていただきます。今回受託いたしました共同企業体の構成員であります第一環境株式会社は、ことしの2月と5月に岡山市において指名停止処分を受けております。2月と5月、それぞれ処分に至った経過でございますが、まず、2月の処分理由につきましては、第一環境は現在、岡山市の水道料金収納業務の受託をしており、その契約条項の中に誤検針によるマイナスのインセンティブ契約、いわゆるペナルティーが含まれておまして、そのペナルティーを避けるため、検針日時の調整、水栓の開放、これが行われていたましたが、これが社内調査によって発覚をいたしております。そのことを第一環境みずから岡山市に報告をし、それを受けた岡山市が本年の2月20日から6月19日まで指名停止処分を行ったものでございます。次に、5月の分の処分理由でございますが、普段は受け持っている検針地区ではない社員が、急遽、別の地区の検針の応援に行った際に、検針票を誤って隣の家に投函してしまいまして、それを回収しようと窓から侵入を図り、現行犯逮捕されたというものでございます。その後、岡山市では先ほどの2月の事案に加え、5月の事案、この2件の事案を受けまして、ことしの5月16日から12月の19日まで指名停止処分を行ったものでございます。今回、岡山市の指名停止処分につきましては、岡山市と第一環境株式会社との間で契約をしております委託業務についての契約違反行為があったとの判断から、

岡山市が処分を行ったものでございまして、関係法令等に対する違反行為ではなかったことから、本市における飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱の規定に抵触するものではございませんでした。また、岡山市の処分に連動して指名停止処分を行う事案でもないことから、飯塚市では指名停止処分を行っておりません。また、この件を受け、県内の事業体においても指名停止処分を行っている事業体もございませんでした。さらに、当該事業者は、この処分を受けた後も同様の業務を受託しております事業体へ、みずからその内容について報告をするとともに、全社に向けて行動規範を策定するなど、再発防止策を図っており、誠実な対応を取っていることを確認しております。これらのことから、今回定めた当該業務委託公募型プロポーザル実施要領の参加資格を満たしておりまして、適正な業務の遂行が可能と判断したものでございます。

それでは資料に戻りまして、契約の締結までの経過について、ご説明をいたします。5月22日から1カ月間、市のホームページにおいて公募を行いましたところ、先ほど申し上げました、ケー・イー・エス 第一環境 共同企業体を含む2者から参加の申し込みがございました。8月8日にプレゼンテーション審査を実施いたしまして、審査項目は資料下段に記載しております24項目、満点でございますと380点でございます。審査につきましては、飯塚市浄水場運転管理及び料金収納等業務委託プロポーザルに関する委託業者審査委員会をつくりまして、その中で審査を行いまして、外部有識者の意見を踏まえた上で厳正な審査を行った結果、ケー・イー・エス 第一環境 共同企業体が最も高い評価点310.25点を獲得したため、受託候補者として選定し、8月16日に参加者に文書で通知をするとともに、ホームページで公表、9月14日に契約を締結したところでございます。今後は、遺漏なく業務の引き継ぎを完了させることに注力をいたしまして、安心して安全な水が提供できますよう努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。